

土木学会第1回年次学術講演會講演
(都市計畫, 道路及測量之部 No. 4)

道路標識に就て

前田利一*
會員 田中俊一**

1. 緒言

現行内務省令に定める所の標識は其の種類が少く、自動車の把手を自由自在に動かすに不充分であり、運転手の氣持を適格にとり入れて居ない。左様したことが勢ひ標識要求を熾烈に導かない。従つて其の普及が甚だ悪く、又道路建設者の總てが標識の重要性を深刻に感得して居ない。今や時運の進展は急にして是非之を高調し、之を完備し、道路の重要な施設として實施するの極めて緊切なるものあるを思ふ。我が關西道路研究會が抑々検討と昂揚を取へて初めた所以のものである。

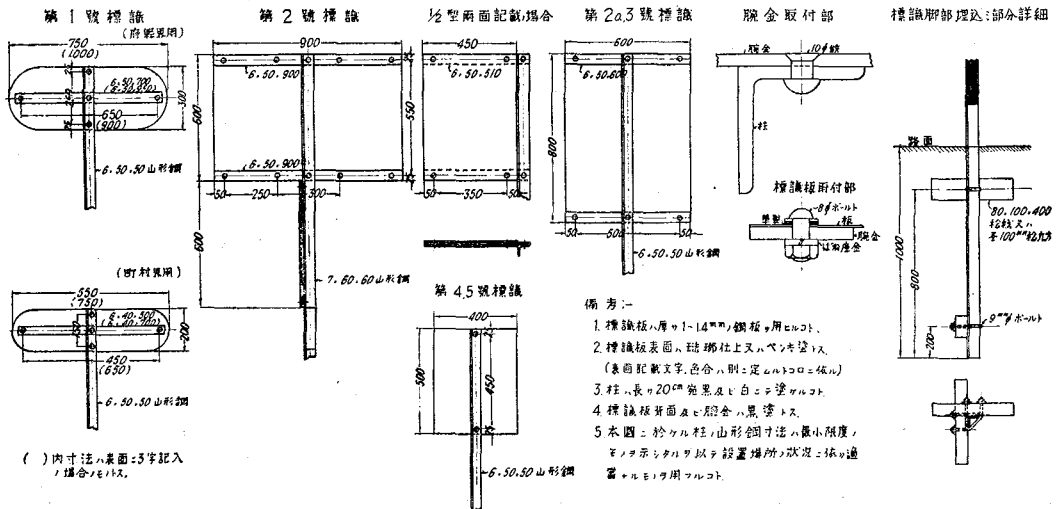
2. 検討の要旨

無論我が國の特異性に適合すべきは言を俟たない所である。然れども又廣く諸外國の例を参照し、其の長短特質を闡明にし、簡易にして明快而も通俗にして共通性を保持するに努めた。

3. 關西道路研究會考案標識

(甲) 形式(圖-1 参照) 總て立札式に依る。形態の簡單にして建設費の廉なること、剛久性なること、大さ

圖-1.



* 大阪帝國大学助教授 工学部機械工学教室勤務 (昭和12年4月11日講演)
** 大阪府技師 土木部道路課勤務

の適當なことを要件とし、鋼鋅を用ひる。鋅の厚さを1~1.4mmと定める。背面より図の如く幅5cm、厚6mmの補強鋅を沿へる。

鋅の大きさは標識目的により數種あるが、市場品を截断して大きい截片の生ぜざる様特に注意して大きさを定める。脚柱は60×60×7の山形鋼を背面より取付け、之を20cm交互に白と黒とに塗る。今後道路標識脚柱の特色として一般に慣知せしめんとするものである。

脚柱の高さは定めなかつたが地上1.50m内外を適當とする。地中埋込みは1mとし、上下2段に交叉して2本の防腐松角枷80×100×40程度のをボルトにて締付け埋込むのがよい。

(乙) 鋅の色合と文字 實地試験を行ふ。種々の塗色の鋅に種々の色にて文字を書いたラッカー塗鋅を製作し、之を夜間と晝間とに分ち、15人の選者が自動車にて遠方より次第に近づき、(1)標識の所在を認め得る距離、(2)標識の文字を読み得る距離につき測定し、之を平均し相比較する。而して其の目的が所在の認識に重きを置くべきや又文字の判讀を重視すべきやに依り次の如く定める。

(A) 案内標識

1. 境界標識 (府縣市町村境界を表示す): 黒地に白縁、白文字。
2. 分岐豫告標識: 黄地に黒文字。
3. その他の標識 (方向、地名、距離を表示す): 白地に黒文字。

(B) 警戒標識

1. 道路状態を示すもの (交叉、分岐、踏切、坂路、屈曲等を表示す): 白地に赤太縁、黒文字又は図形。
 2. 自動車運行方法を指定するもの:
 - 運行方法を制限するもの (速度、重量の制限)-白地に赤太縁、青文字又は図形。
 - 噪音を禁止するもの-白地に青細縁、赤文字又は図形。
 - 駐車を示すもの-白地に青細縁、赤文字。
 - 運行を制限又は禁止するもの-白地に赤太縁、赤斜線、青図形。
 - 駐車を禁止するもの-白地に赤太縁、赤斜線、青文字。
 - 諸車通行を禁止するもの-赤地に白文字。
 - 警笛を要求するもの-白地に青細縁、赤図形。
- 記載の書体は図-2の如きものが最も癖が無く見易く且つ書易くてよいと思ふ。

図-2.



(丙) 各標識案の説明 (図-3 参照)

(A) 案内標識

1. 府縣市界標: 府縣並に市の境界に標識背面が表示府縣市側になる様に建てる (第1號)。
2. 町村界標: 前標に同じ (第1a號)。
3. 方向地名距離標識: 1本の標柱に2枚の標識板を取付ける場合は上下に相交叉する。矢印中央の圓形内の文字は國道路線番號である。軍事國道の場合は角形を用ひる。距離はkmを單位とし以下四捨五入する (第2號)。
4. 方向地名標識: 用法前號に同じ。設置方向に倒したとき指矢の方向は夫々の進路を示す。國道番號の代りに

特殊記號周遊又は楠公等を用ひて琵琶湖周遊道路、楠公遺跡巡遊道路等を表すも又面白い（第 2a 號）。

5. 道路分岐預告標識：記載方法前號に同じ。預告なるが故に分岐點の手前 100 m の地點に設置する（第 3 號）。
6. 主要都市への通過路線標識：主要都市某に至る最も便利な路線を表示する爲に、市内の交叉點交通信號燈の下部に接して設ける等其の他補足的指示に用ひて至便である（第 4 號）。
7. 距離標識：主要都市に至る距離を 5 km 毎に表示する。板には主要都市名を記し、記名都市を背面として道路に直角に植立する（第 5 號）。

(B) 警戒標識

(a) 警戒標識の中、道路状態を表すもの。矩形板を用ひ、周圍に 6 cm の赤色縁をとり白地に黒文字又は図形とし、脚部に簡単に標識意味を書き事とする。預告標識なるが故特別の場合を除く外 100 m 手前に建てる事とする。

1. 交叉：交叉道路の幅が自分の通行中の道路に等しいとき、又は夫より狭いときに用ひる。脚部に交叉と明記する。以下同断（第 11 號）。
2. 交叉止れ：相手の道路が廣くして自動車取締令第 54 條により優先通行權を有する場合である。十字の横棒を太くする（第 11a 號）。
3. 踏切、踏切晝夜看守在り：遮断機なし又は遮断機あるも晝間のみ看守在る場合（第 12 號）、及遮断機あり而も晝夜間看守勤務せる場所の預告（第 12a 號）に用ひる。
4. 高さ注意：自動車取締令第 63 條に規定の積載制限高 3.50 m 以下の空頭箇所を預告に用ひる。記載の數

圖-3.

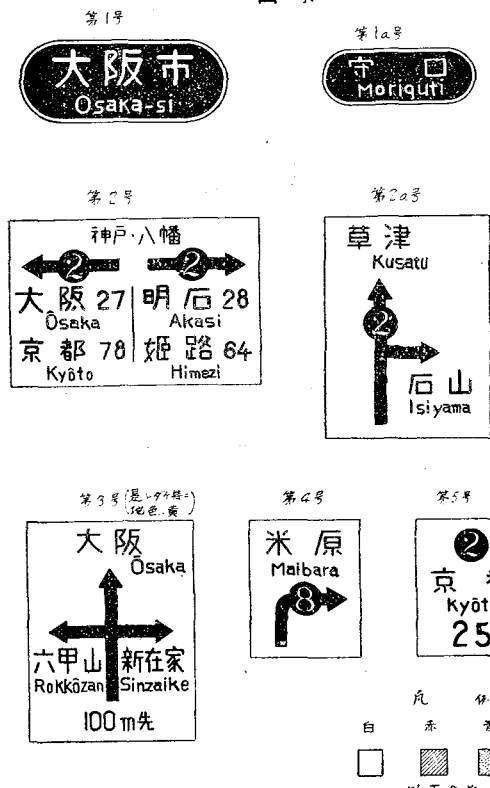
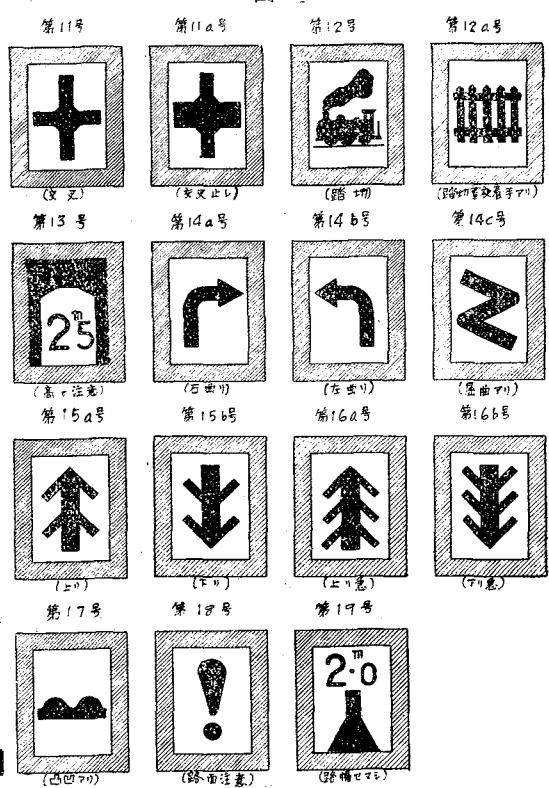


圖-3.



字は通過し得る最大空頭を示す(第13号)。

5. 右曲り, 左曲り, 屈曲あり: 単一屈曲の間隔を 100 m 以上とする(第14a, 14b, 14c 号)。
6. 上り, 下り, 上り急, 下り急: 勾配 7% 以上, 10% 以下には“上り”, “下り”標識を用ひ, 夫以上には“上り急”, “下り急”を用ひる(第15a, 15b 号及第16a, 16b 号)。
7. 凸凹あり: 舗装道路に於ける

図-3。

凸凹箇所を豫告する(第17号)。

8. 路面注意: 工事中 又はスリップ箇所等路面状態の変化を豫告する(第18号)。
9. 路幅狭し: 行先きに路幅狭くして普通自動車の通行不能な地點のあるを豫告する。數字は最小有効幅員を示す(第19号)。

(b) 自動車運行方法を指定するもの。円形板を用ひ, 必要に応じ標識板の下部に補助板を用ひ主標識の意味を補足する(図-4 参照)。



図-4。

1. 速度制限: 制限速度を km 單位にて數字のみを書く。補助板には速度低下要求區間長を記す(第21号)。
2. 重量制限: 數字は制限總重量を表す。補助板には標柱位置より制限箇所に至る距離を記す(第22号)。
3. 徐行, 横断通路徐行, 学童通路徐行: (第23, 23a, 23b 号)。
4. 一旦止れ: 小道路より大道路に出る分岐點に樹て, 又踏切にも樹てる(第24号)。
5. 学校靜かに, 病院靜かに: (第25a, 25b 号)。
6. 右折れ禁止, 直進右折れ禁止等: 一方通行により交通整理を行つてゐる交叉の手前 50 m 地點に豫告する(第26s, 26b 号)。
7. 諸車通行禁止, 自動車通行禁止, 貨物自動車通行禁止: 補助板には通行禁止區間, 地點又は其の地點に至る迄の距離を記す(第27, 27a, 27b 号)。
8. 駐車禁止: 禁止箇所の兩端に建て, 補助板には禁止區域, 禁止時間を示す(第28号)。
9. 駐車場: 補助板には營業用, 自家用, 其他區域, 時間, 駐車方法等を指示する(第28b 号)。
10. 警笛要求: 特に警笛を要求する場合に設置する(第29号)。